

平成30年（2018年）5月8日  
総務委員会資料  
政策室企画担当  
経営室用地担当

## 中野二丁目地区市街地再開発組合設立への同意について

中野駅南口地区では、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行により事業を進めており、区及び中野区土地開発公社（以下、「公社」という。）は、施行地区内の地権者として中野二丁目地区市街地再開発準備組合（以下、「準備組合」という。）に参加している。今般、中野二丁目地区市街地再開発組合の設立認可申請について、都市再開発法第14条の規定に基づく同意を行ったため、以下のとおり報告する。

### 1 市街地再開発組合設立認可申請への同意

市街地再開発事業の推進を図るため、区及び公社は、区域内の地権者として、本年3月、準備組合に対して組合設立認可申請の同意を行った。準備組合では、組合設立に係る認可申請の手続き中である。（区有地：堀江敬老館跡地及び南部教育相談室跡地、公社用地：中野南自転車駐車場跡地の一部）

### 2 市街地再開発事業の権利床の活用

今後進められる市街地再開発事業において、権利変換計画の作成が行われ、区及び公社は、権利床を取得することとなる。権利床の活用方法については、自転車駐車場を設ける他、具体的な内容について検討を進めていくこととする。

### 3 今後の予定

平成30年度	市街地再開発組合設立認可 権利変換計画認可
平成31年度	市街地再開発事業着工
平成34年度	市街地再開発事業竣工